

西宮市国民保護協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民保護協議会条例(平成18年3月30日条例第49号)第7条の規定に基づき、西宮市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他協議会の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 協議会は、国民保護に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、協議会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届出し、代理人を出席させることができる。

(専決処分等)

第3条 会長は、次の各号の一に該当するときは、協議会で処理すべき事項を処分することができる。

- (1) 会長において、協議会を招集するいとまがないと認めたとき。
- (2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。
- 2 一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。
- 3 会長は、全各号の規定による処分については、次の協議会にその旨を報告しなければならない。

(会議の公開等)

第4条 議長は、傍聴の申出があったときは、会議に諮り、傍聴を許可することができる。

- 2 会議は、その議決により非公開とすることができる。この場合において、前項の規定による許可は、取り消されたものとみなす。
- 3 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴者に退場を命ずることができる。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為を行ったとき。
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音を行ったとき。
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、速やかに退場しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないとき。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、受付簿に氏名、住所を記入しなければならない。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限することができる。
- 3 傍聴を希望する者の人数が前項の規定により制限された傍聴者の人数を上回るときは、あらかじめ事務局において、抽選等により傍聴者の人数を調整するものとする。

(会議録の調整)

第6条 会長は会議録を調整し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の傍聴
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(異動報告)

第7条 委員は、異動又は役職名の変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(幹事)

第8条 国民保護協議会に幹事をおく。

- 2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから会長が任命又は委嘱する。

(幹事会)

第9条 国民保護協議会の幹事をもって幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、国民保護協議会において委任された事項を処理し、国民保護協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(準用規定)

第10条 第2条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、防災総務課において行う。

(その他)

第12条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、そのつど会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。